

# 中小企業金融の現状と課題



清水 啓 典  
(一橋大学大学院)  
(商学研究科教授)

## 目 次

- |                          |                         |
|--------------------------|-------------------------|
| 1. はじめに                  | 5. デフレの影響と望まれる積極的金融政策   |
| 2. 中小企業金融の現状：金融危機後の当面の課題 | 6. 全社的リスク管理で失われた「ソフト情報」 |
| 3. 公的資金繰り支援              | 7. 人材育成に依存する中小企業向け金融    |
| 4. 金融機関の貸出能力と自己資本比率規制    | 8. 要約                   |

## 1. はじめに

世界的金融危機以降、日本経済の基盤たる中小企業向けの金融は困難な状況が続き、現在、国会では中小企業金融円滑化法が成立して、各金融機関はその対応に追われる事態にまで発展している。急速な円高傾向や株価下落、世界経済回復の遅れ等もあって、将来の見通しも不透明である。中小企業金融を巡っては既に広範で多数の問題点が指摘されているが、本稿では現時点での問題点を長期的課題と当面の課題とに分けて、種々のデータに基づいて概観し整理しておくことにしたい。

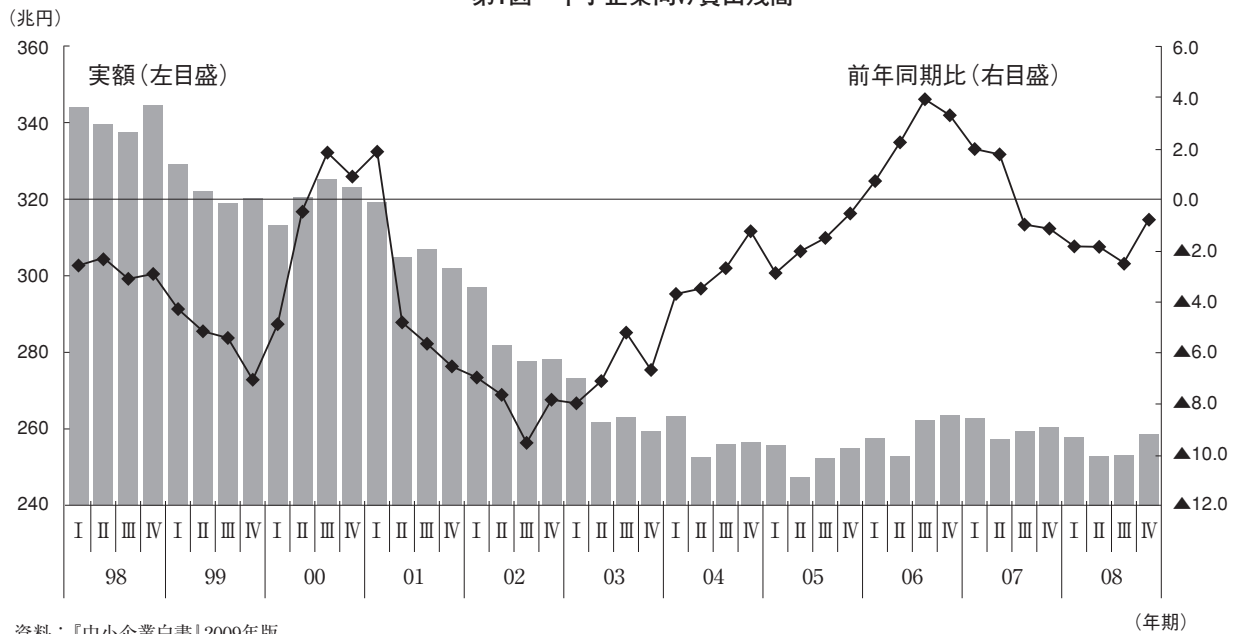
## 2. 中小企業金融の現状：金融危機後の当面の課題

まず、中小企業向け金融の現状を確認しておこう。第1図は中小企業向け貸出残高とその対前年同期比伸び率である。貸出残高は1990年代末の日本の金融危機以降、長期傾向的に低下している。世界金融危機の直前にはその低下傾向も落ち着いて若干持ち直しの傾向も見えたものの、金融危機を受けてその後再び減少に転じている。この意味で、貸出の長期的低下傾向と金融危機後の低下とは、別の観点から分けて議論する必要がある。

そこで、まず金融危機以降に注目して重要な点を見ておくことにしよう。第2図は企業規模別資金繰り判断DIである。これから、2000年以降においては、大企業に比べて中小企業や小企業の資金繰りが苦しい環境にあることが分かる。とりわけ、07年の金融危機以降は規模に係わらずDIは悪化しているが、中でも中小企

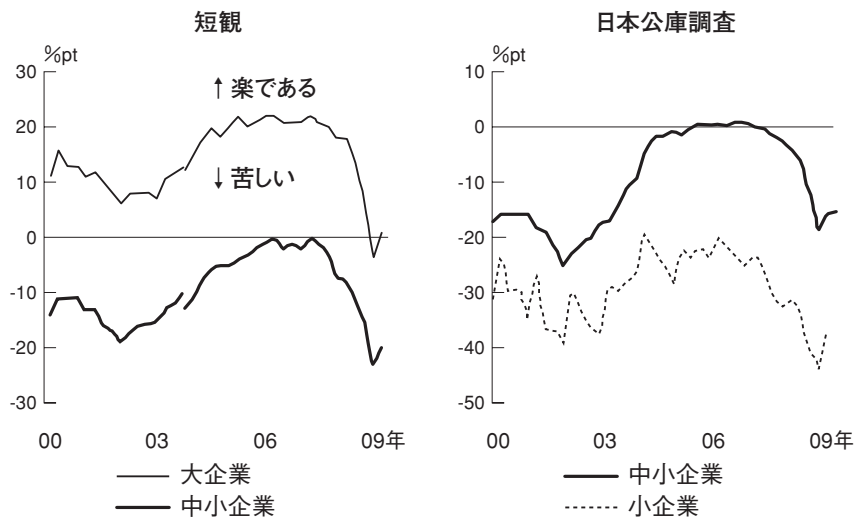
業や小企業について悪化の程度が激しい。その理由としては、第3図と第4図に見られるように、金融危機以降金融機関の中堅・中小企業向け貸出比率が急激に低下していることが挙げられる。これは金融危機により、従来は資本市場での資金調達を行っていた大企業の銀行貸出への需要が急増したため、中堅・中小企業向け貸

第1図 中小企業向け貸出残高



資料：『中小企業白書』2009年版

第2図 企業規模別資金繰り判断DI



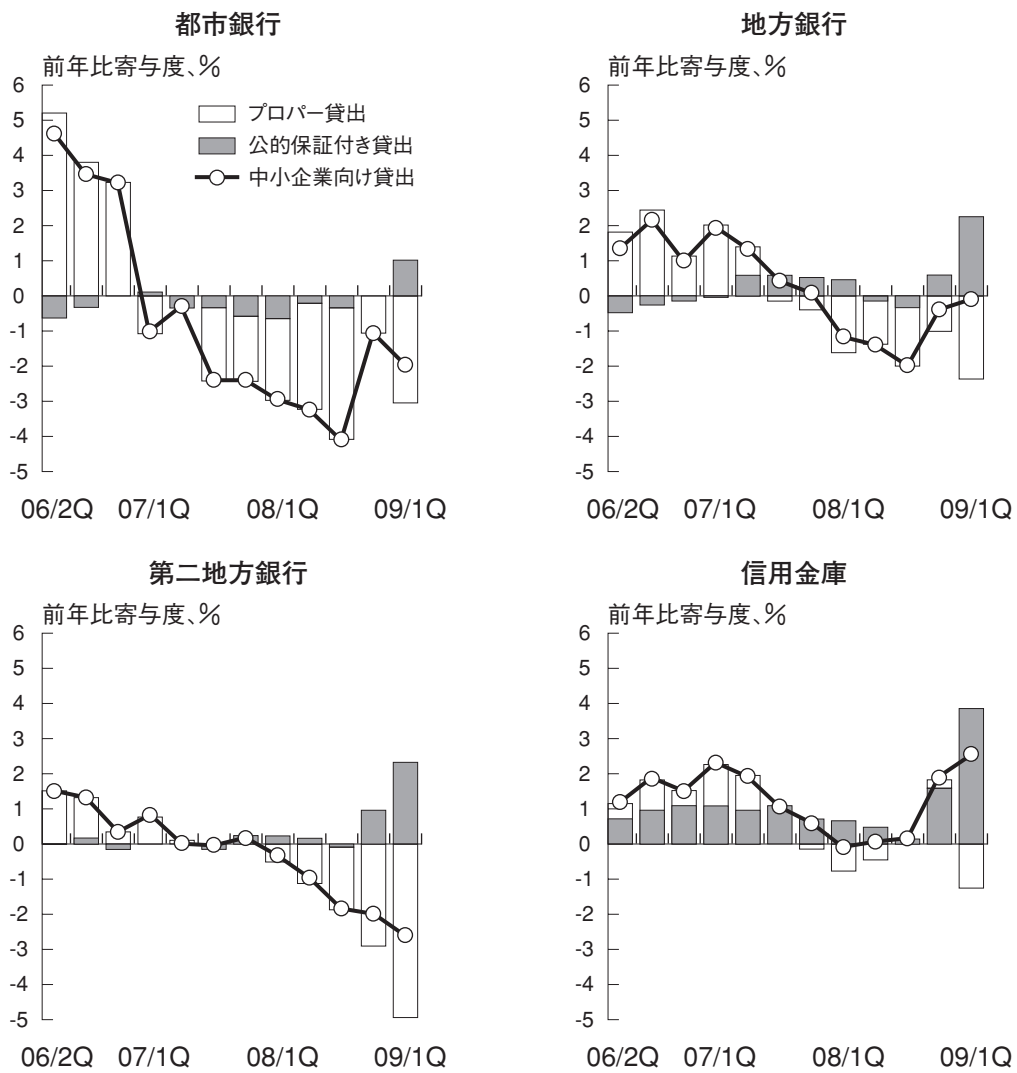
資料：日本銀行『金融システムレポート』

第3図 中堅・中小企業向け貸出比率



資料：日本銀行『金融システムレポート』

第4図 業態別中小企業向け貸出の内訳



資料：日本銀行『金融システムレポート』

出がその影響を受けて低下したという背景があり、中小企業金融にとっては大きな問題となっている。

この点は、業態別中小企業向け貸出の内訳を示した**第4図**を見ればより明らかであり、大企業を顧客に持つ都市銀行の中小企業向け貸出の低下が大きいことが分かる。地方銀行や第2地方銀行についてもその比率は低下しているが、都市銀行は規模も大きいためその貸出比率低下は中小企業貸出全体への影響も大きい。これに対して、信用金庫では中小企業向け貸出は増加している。これには、第4図からも明らかなように、政府による緊急保証制度による信用保証協会の公的保証制度が大きな役割を果たしたと見られている。この点については、次節で触れることにしたい。

資金繰り悪化の原因は言うまでもなく、金融危機後の業績の悪化である。**第5図**と**第6図**はそれぞれ中小企業の業況判断DIと資金繰りDIの推移を示したものであるが、両者ともほぼ同一の推移を示しており、資金繰りの悪化の主要因が業況の低下にあることを示している。また別の観点から、**第7図**は企業の売上高経常利益率の推移であるが、大企業、中小企業共にとりわけ製造業で大幅かつ急速に悪化している。そのため**第8図**に見られるように、企業の有利子負債対キャッシュフロー（CF）比率が全ての企業で上昇し、とりわけ中堅・中小企業での上昇率が大きく、財務状況の悪化を示している。

中小企業金融の改善には当然のことながら企業業績の回復が不可欠であるが、世界的金融危

機という一時的な要因に対して、景気変動という社会的リスクを平準化する役割を担う政府や金融機関がどのようなスタンスで望み、早期の景気回復につなげるか、と言う問題でもある。そこで、公的支援と民間金融機関の対応を順次見ておこう。

### 3. 公的資金繰り支援<sup>1</sup>

前節に述べたような環境下で、政府は福田・麻生内閣において、危機対応のために4度に亘る予算、補正予算などにおいて、一連の中小企業向けの資金繰り公的支援を行っている。まず、2008年10月には、通常は80%の信用リスクを負担する信用保証協会が、100%返済を保証する「緊急保証制度」が設けられ、**第9図**に見られるように、信用保証協会の保証承諾額は急増している。保証枠は当初の6兆円から拡張され30兆円となっており、保証実績は2009年10月で14兆5,666億円となっている。これは1998年に設けられた中小企業金融安定化特別保証制度と並んで、金融機関のリスク負担能力が十分とは言えない中、中小企業の資金繰り悪化や倒産の抑制に向け貸出支援として大きな役割を果たしているとの積極的な評価が行われている。<sup>2</sup>

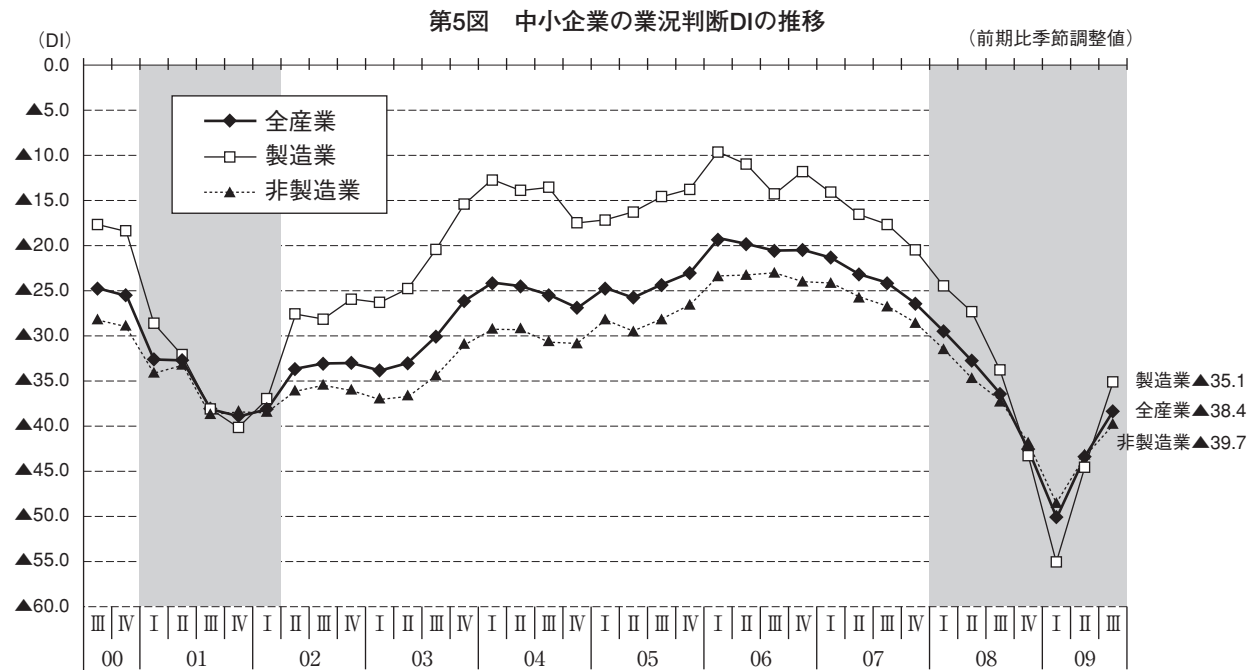
しかし、その一方で、**第10図**に見るように、公的保証の高い業種ほどデフォルト率も高く、**第11図**のように、信用保証協会による代位弁済も増加傾向にある。現在の金融危機対応のためやむを得ない措置とは言え、金融市場への公的介入の拡大は長期的には是正されるべき銀行貸出市場の大きな課題である。

1 既存支援策の詳細は下記を参照：鳳佳世子「金融危機下における中小企業金融－支援策と課題－」、『調査と情報』、第655号、国立国会図書館。

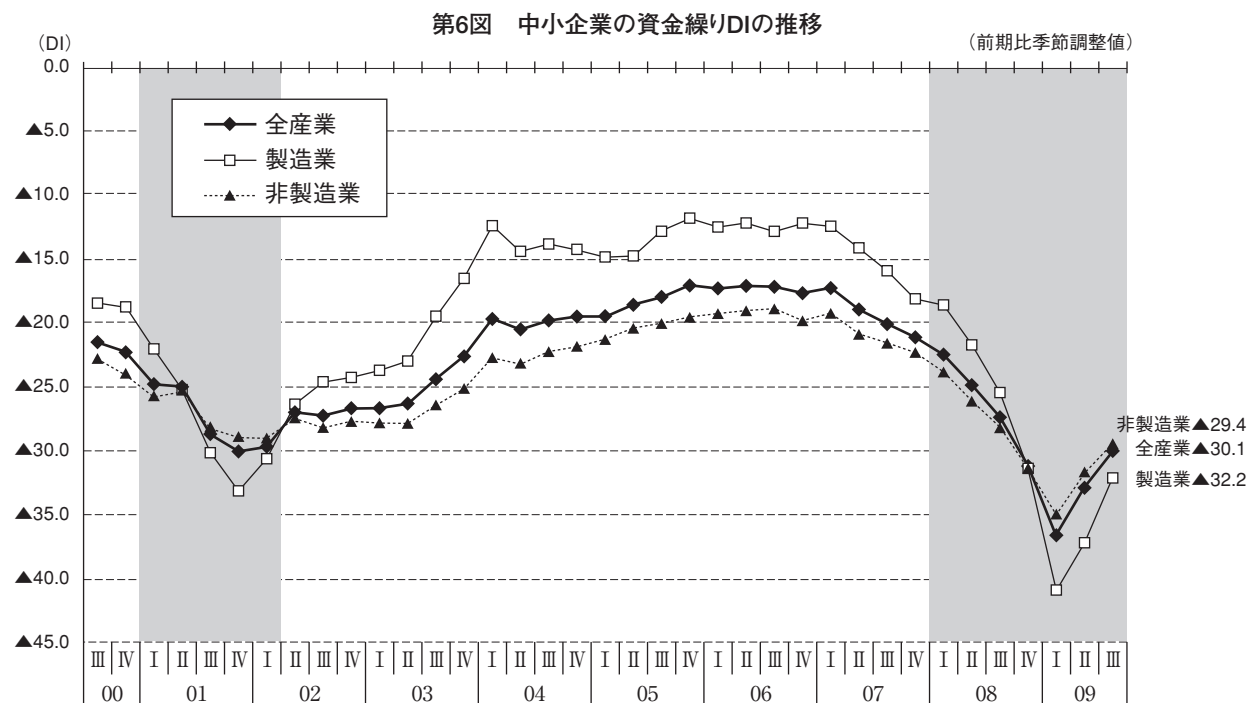
2 日本銀行：『金融システムレポート』、17頁、内閣府：『経済白書』、12頁、参照。

更に、日本政策金融公庫は「セーフティネット貸付」と呼ばれる、12兆円の貸付枠を持つ中小・零細企業向け低利の運転資金融資を行っており、2009年9月末までに4兆2,645億円の貸

出が行われている。また、日本政策投資銀行と商工組合中央金庫は「危機対応業務」として、2行併せた貸出枠が、中小企業向けに0.9兆円から3.3兆円に、大企業・中堅企業向けに2兆円か

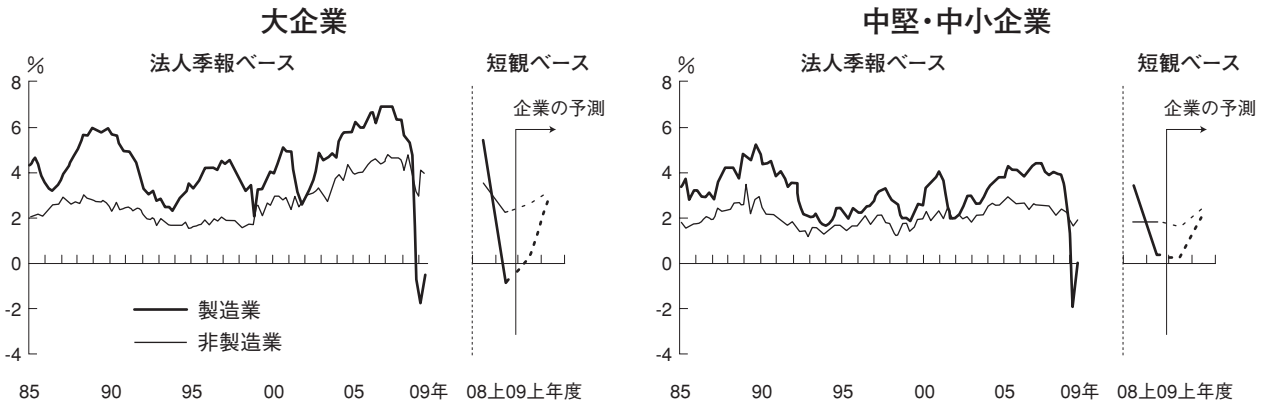


資料：中小企業基盤整備機構、「第117中小企業景況調査報告書」



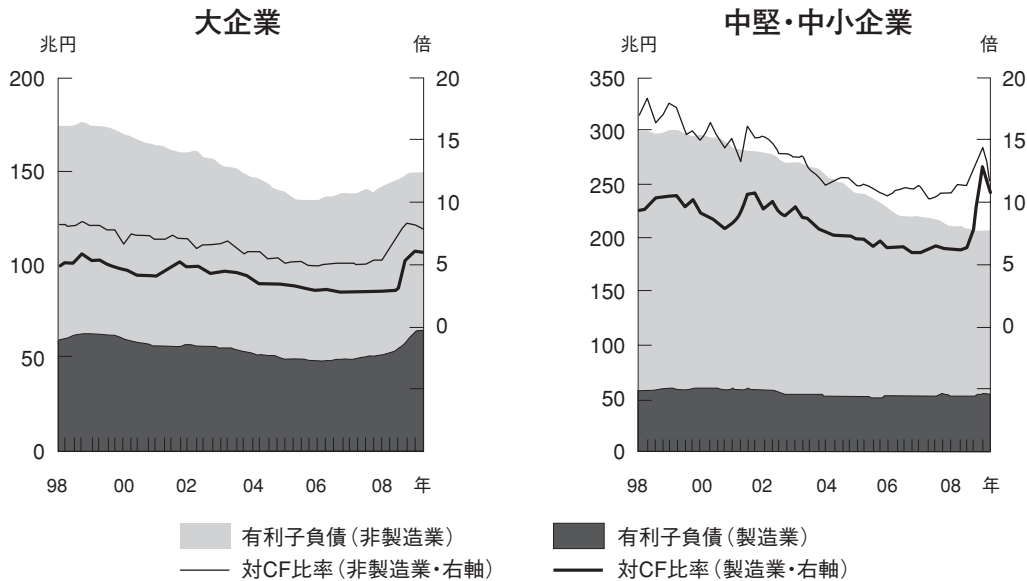
資料：中小企業基盤整備機構、「第117中小企業景況調査報告書」

第7図 企業の売上高経常利益率



資料：日本銀行『金融システムレポート』

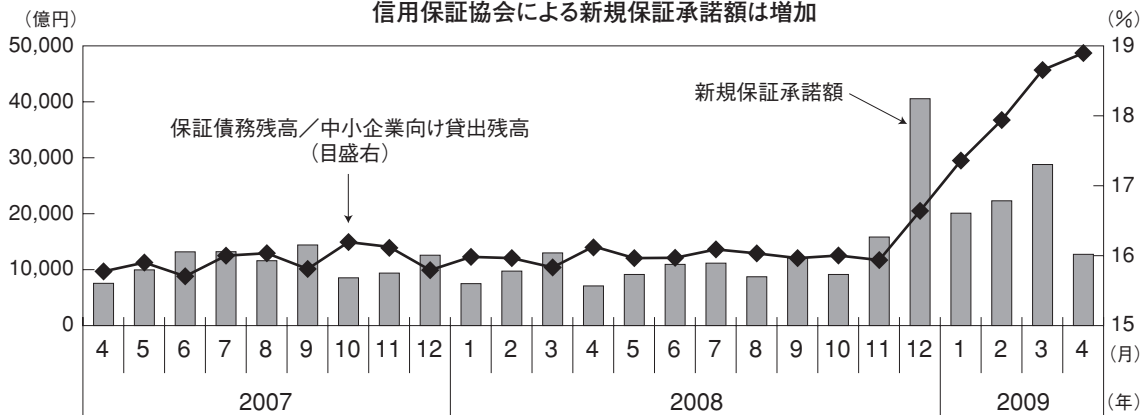
第8図 企業の有利子負債対CF比率



注1) 有利子負債=長期借入金+短期借入金+社債。CF=経常利益/2+減価償却費。断層修正済、季節調整済。  
資料：日本銀行『金融システムレポート』

第9図 信用保証協会の保証承諾額等の推移

経済対策における緊急保証付き融資の実施を受けて、2008年11月以降、信用保証協会による新規保証承諾額は増加

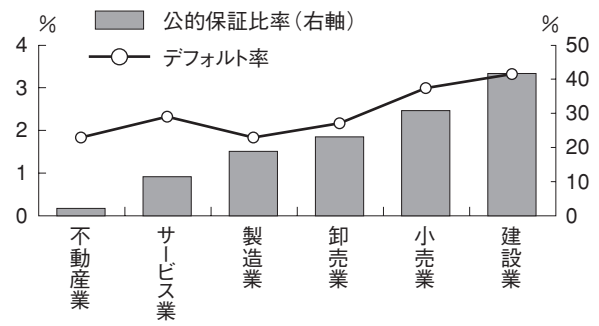


資料：『経済白書』2009年版

ら10兆円に拡大して活動している。更に政策投資銀行においては産業再生法に基づき、平成21年度補正予算で設定された2兆円の出資枠を持つ主に大企業向けの支援策があり、関連の中堅・中小企業向け資金供給や保証に繋がる効果が期待されている。

このような公的支援の拡大によって、第12図に見られるように、2009年に入って民間銀行貸出増加率は低下している中で、第13図の公的金融機関の貸出が急増している。金融危機対応のための公的金融機関の役割が見直されており、新政権の方針を巡って今後議論を呼ぶテーマとなっている。

第10図 中小企業向け貸出における公的保証比率とデフォルト率

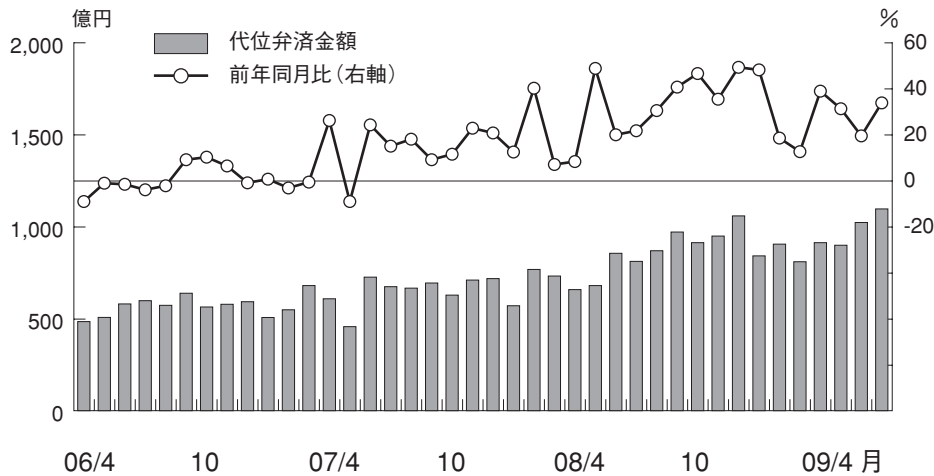


資料：日本銀行「金融システムレポート」

その中で、鳩山内閣の施策として現在最も注目を集めているのが、冒頭に述べた「中小企業金融円滑化法」である。当初のモラトリアムという概念からは大きく変化して、金融機関の努力規定としてより現実的なものになっているが、現実の運用は金融機関に任された形になり、金融庁の検査次第でどのような運用が行われるのかなお不透明である。しかし、この法案は政治的色彩が濃く、その直接の影響自体は現実的にはかなり限られるのではないと思われる。

むしろ、金融機関はコンサルタント的な役割を果たし、担当者の貸出先企業への対応が人事評価の対象になるべきとする趣旨は、金融機関の担当者が顧客企業とより密接に連携して、その企業の内情を的確に把握し、またアドバイスを与えることができる程の情報生産力を磨き、リレーションシップ・バンキングを強化すべきだ、と言う内容だと理解すれば、金融機関の本来の役割や本来目指すべき方向と矛盾するものではない。金融機関は金融庁とも連携しつつ、金融庁が目標とする「ベターレギュレーション」

第11図 信用保証協会による代位弁済



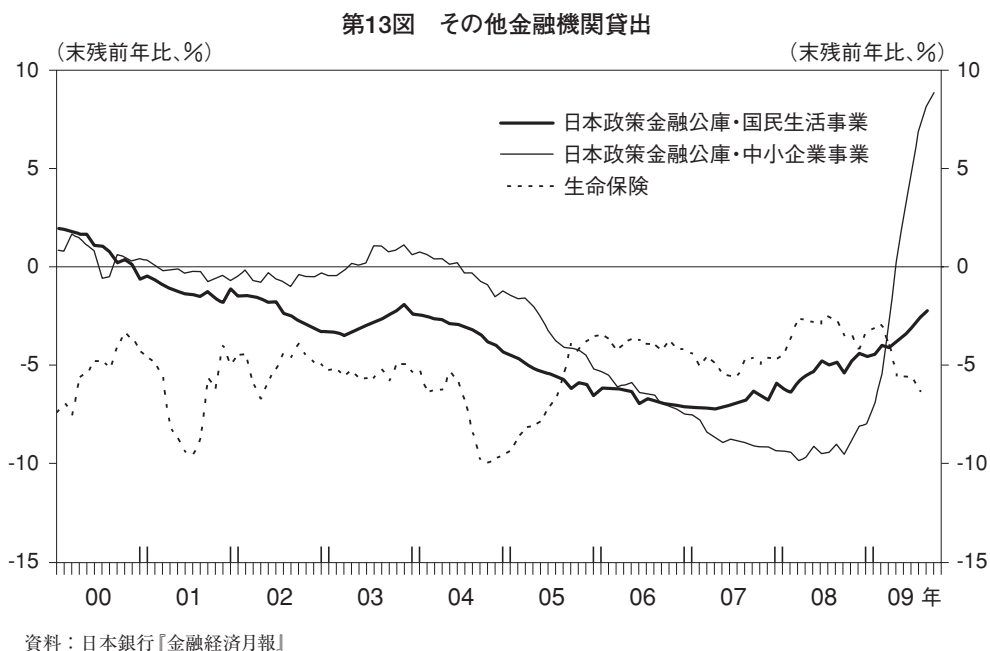
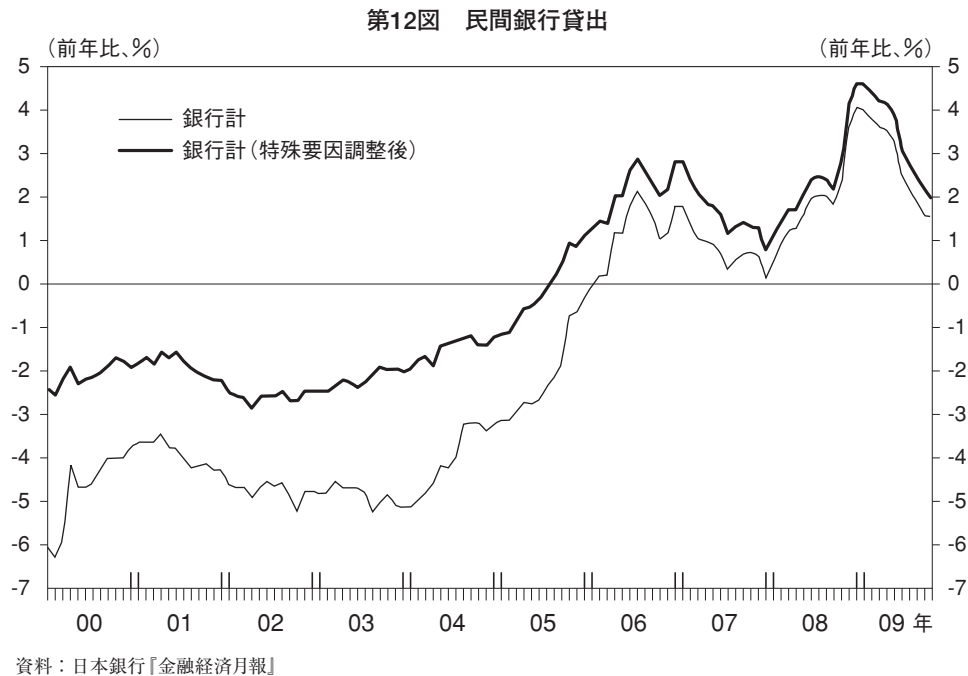
資料：日本銀行「金融システムレポート」



の一環として、緊密な情報交換を通じて、この金融危機をチャンスとして活かし、改善すべき点は改善して、競争力の源泉としてのより高い情報生産能力を持つ金融機関となる努力が期待される場所である。この点については、第6節において再度議論する。

#### 4. 金融機関の貸出能力と自己資本比率規制

次に、世界的金融危機に対応する上での民間金融機関の態勢を見ておこう。第12図で見たように、2009年になって民間銀行貸出増加率



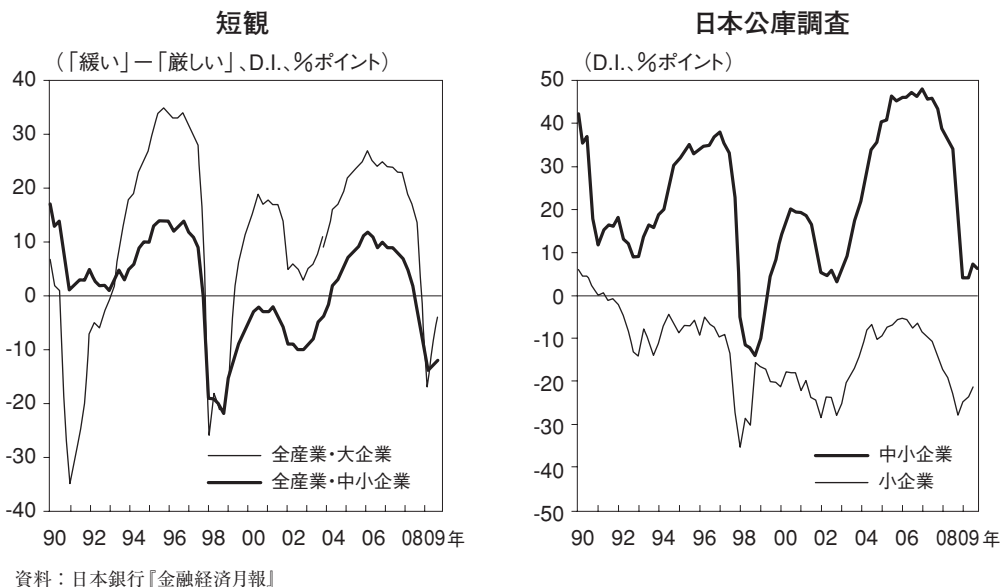


は急速な減少に転じている。第14図は企業から見た金融機関の貸出態度であり、2009年は日本で金融危機が発生した1989年に匹敵する程大幅かつ急激に厳しくなっている。

2009年3月期決算では、企業業績の悪化による信用コストの増加や株価下落による投資信託販売の低迷などによる非金利収入の減少、保有

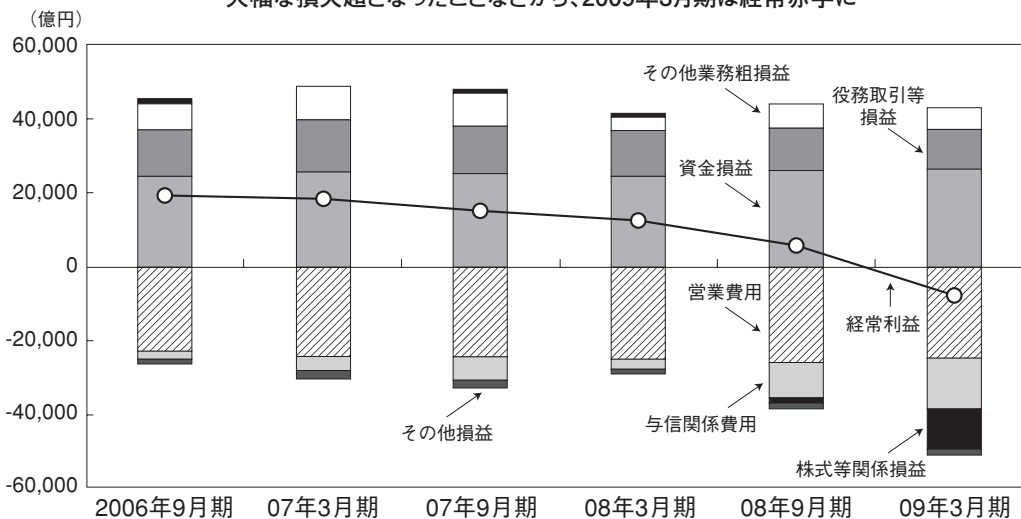
株式の減損、売却損等を受けて、金融機関自体の業績が悪化し、大手行、地域銀行いずれも当期純利益が赤字となっている。第15図は大手主要行の収益構造の推移を示したものであり、第16図は銀行の当期純利益の前年差の内訳であり、銀行経営自体にも金融危機が深刻な影響を与えていることが分かる。これは銀行のリス

第14図 企業から見た金融機関の貸出態度



第15図 主要行の収益構造の推移

与信関係費用が2008年9月以降に大幅に増加し、株式等関係損益は2009年3月期に大幅な損失超となったことなどから、2009年3月期は経常赤字に



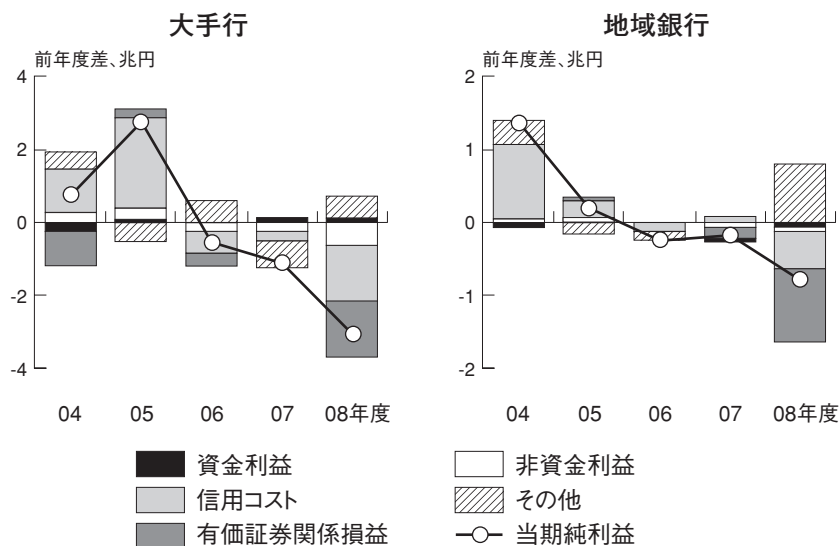
ク負担能力を低下させ、一層の貸出減少と景気悪化に繋がりがねない兆候である。民間金融機関の貸出増加率は減少している上に、大企業の銀行貸出需要の急増やリスク管理の強化もあって、中小企業向け貸出比率が低下していることは既に第3・4図で指摘したとおりである。

更に、とりわけ現時点で重要なもう一つの懸念材料は、世界的金融危機への対応として、銀行の自己資本比率規制の強化を目指す国際的な規制強化の流れである。自己資本比率規制は過去20年間世界の銀行規制の中核であったが、それにもかかわらず米国発の世界的金融危機の発生を防ぐことができなかつた。現在G20等の場で、金融危機後の規制改革として世界的な自己資本比率規制の強化が推進されつつある。

この規制はもともとは銀行の過大なリスク負担を低下させ、貸出額を減少させる目的で導入されたものである。しかし、現実には生じたのは自己資本調達増加や貸出の減少ではなく、そ

の逆に、金融革新に基づく多様な新金融商品の登場を背景に、貸出債権の証券化を通じた資産のオフバランス化、資産の子会社への転売、信用リスク保険（CDS）を利用したリスク評価の嵩上げ、等々、多様な規制回避行動を生み出した結果、米国の大規模金融機関が過大なリスクを取って金融システム全体に膨大な債権を生み出して、金融危機を生み出す原因ともなった。<sup>3</sup> 株の含み益が自己資本に参入されている日本では、1990年代の株価下落時に自己資本比率規制を一因として信用収縮が起り、失われた90年代を生んだことはよく知られている。金融危機が発生した米・英国内において自己資本比率規制を強化するのは考え得る措置の一つである。しかし、それが銀行が慎重に行動して過大なリスク負担をしているわけではなく、金融危機も発生していない日本のような金融環境も銀行のビジネスモデルも異なる国に対しても一律に適用されるならば、金融危機下の

第16図 銀行の当期純利益前年差の内訳



資料：日本銀行『金融システムレポート』

3 清水啓典、「自己資本比率規制の根本的問題点」、『金融ジャーナル』、634号、2009年11月。

不況時に一層の景気悪化の要因となりかねない。

そもそも国際的な金融規制は各国の監督当局間の合意に過ぎず、各国で法的に承認された条約などとは異質の枠組みである。しかも、一旦金融危機のような問題が発生した場合には、各国の金融監督当局が全責任を持ち、各国政府が財政負担をして解決せざるを得ない問題であり、BISやG20のような国際的な組織は何らの問題解決能力を持っていない。ならば、金融市場の構造やビジネスモデル、税や会計制度、取引慣行などがそれぞれに異なる各国が、独自に責任を持って規制を制定すべきであろう。

この問題に対しては、日本は90年代に既に金融危機を経てそれを克服してきた経験を、世界の新たな金融規制の枠組み作りに反映させる努力をすべきである。<sup>4</sup> 現時点での一層の景気悪化を食い止め早期の景気回復を図る上で、金融機関の行動は決定的な役割を果たす。監督当局としては、信用収縮が生じないように国内基準行については株式評価損の自己資本からの控除を免除する措置を執っている。今後は大手行についても、各国独自の基準の適用する枠組みを整えるよう働きかけることは、世界第2の経済規模を持つ国として、日本のみならずアジア諸国や他の途上国全体の成長を促す上でも極めて重要な役割である。

## 5. デフレの影響と望まれる積極的金融政策

世界的金融危機の影響から脱却するためには、やはり企業業績の回復が全ての基礎である。

各企業はそれぞれに新たな環境に対応した適応や新製品開発を進めているが、企業業績回復の重荷になっているのが日本に特徴的なデフレの急速な進行である。第17図は各種物価指標の推移を示したものであり、どの指標をとっても2009年に入ってからデフレ状態にあり、先般は政府も公式にデフレ宣言を行った。如何に各企業が個々に努力しようとも、経済全体がデフレ下であれば、人々は必要なものも購入をできるだけ先送りするため、消費や資産購入など全ての支出は低下して景気回復を一層困難なものとする。景気回復が遅れるという予想は更に消費を低下させ、生産、雇用、信用の収縮を生み、更に物価を下落させるデフレ・スパイラルを生む。

物価安定こそは日本銀行の使命であり、この点に関してはあらゆる施策を動員して対応する必要があるし、日銀は十分その能力を備えている。財政政策が限界に達している今日、より積極的な金融政策によるデフレ防止が中小企業金融にとっても決定的な役割を果たすはずである。

今日問題となっている派遣労働者の失業による格差拡大問題なども、根本的要因はデフレ下の不況のために職が得られないことに起因している。一旦、景気が回復して求人が増加する環境が整えられれば、格差問題も大幅に緩和されることになろう。米英に比してなお日本の金融政策には一層の拡大の余地があり、日銀にはより積極的な金融政策を通ずるデフレ脱却の役割が期待されている。

<sup>4</sup> 金融危機後の金融規制に関する提言に関しては、下記を参照。http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news211127\_2.pdf

## 6. 全社的なリスク管理で失われた「ソフト情報」

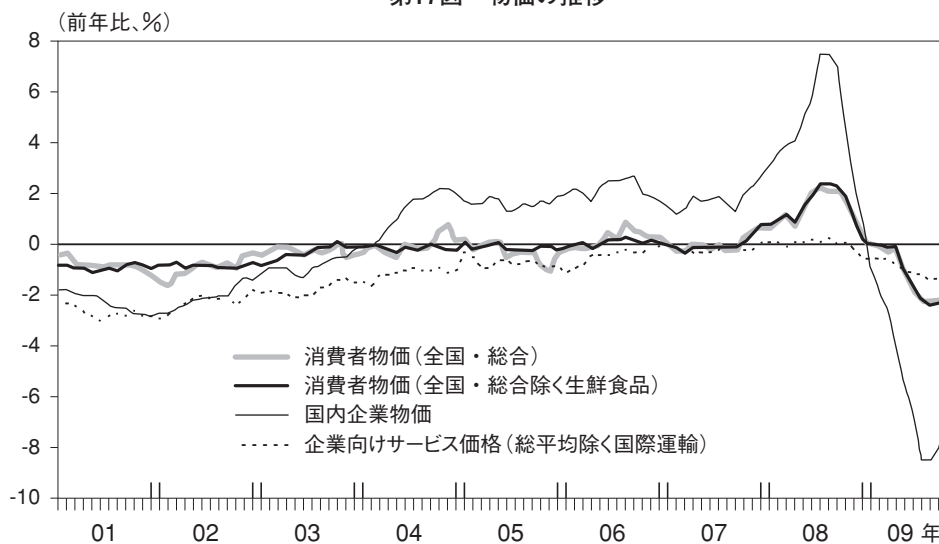
次に、金融危機後の当面の課題から離れて、より長期的な視点から中小企業金融の問題点を検討してみよう。第1図に示したように、中小企業向け貸出は長期的に低下傾向にある。その理由の一つは、日本の金融危機以来の金融機関のリスク管理体制にもあると思われる。

1990年代の日本の金融危機以来、銀行には厳格なリスク管理が求められるようになり、金融庁からも赤字企業への融資等は以前よりは形式的にもより厳しい基準が設けられるようになった。また、ALMの導入や金利、信用リスクに関する全社的なリスク管理体制の整備の結果として、金融機関の多くでは本部での統一的・集中的な審査体制を採用するようになり、支店における個別の決裁権限が縮小した傾向がある。そのため、多くの金融機関では、融資判断において客観的な「ハード情報」への依存が増

加して、中小企業金融においては不可欠な「ソフト情報」が失われている傾向がある。

ここで言う「ハード情報」とは、稟議書や財務諸表、報告書、関連資料、担保価値、一定の方式に従ったリスク管理関連文書など、文書化や数値化が可能で誰にでもアクセス可能な情報であり、容易に他人に伝達可能な情報を意味する。これに対して「ソフト情報」とは、その情報を生産した本人以外の人がある真偽を直接に立証できない種類の情報である。たとえば、貸出担当者がある小企業の社長と知り合い、その社長が豊富な専門知識に裏付けられた多くのアイデアと実行力を持つ人物で、多くの人脈を持つ正直で信頼に足る人格者でもあることを知っており、この社長の率いる企業ならば成長するだろうと確信したとしよう。いわゆる、銀行が「人に貸す」という場合で、銀行の「目利き」と言うべき判断の基礎となる情報である。しかし、このような情報は報告書に誰もが理解できる形で表現することは困難であるし、その理解

第17図 物価の推移



資料：日本銀行『金融経済月報』



の程度も受け取る人によって様々である。また、その報告書を誰が書いたかによってもその情報を受け取った上司の理解の程度は全く異なる。

ある銀行の組織が、意思決定権限が何層にも積み重なっている集権的な大組織であればあるほど「ソフト情報」の処理は難しくなり、財務諸表など規格化された標準的形式的基準に照らして貸出可否の判断が行われる。そのため大規模銀行では、貸出の現在価値を判断する上で「ソフト情報」が必要な難しい貸出は排除され、「ハード情報」が整っていて難しい判断の必要がない大企業や優良中堅企業向け貸出が行われ易くなる。現在、世界的金融危機を受けてとりわけ大手行において中小企業向け貸出が減少しているのは、このようなリスク管理体制の影響もあると考えられる。

これに対して、小規模銀行では、意思決定の中心が情報収集地点に近い距離にあって権限の階層も少なく、「ソフト情報」の伝達や処理に有利な組織形態となっているため、より難しい貸出に対してもその情報を活かして貸出が実行される。小規模銀行の場合、顧客となる小企業には透明性の高い財務諸表などは整備されていないことが多いため、借り手の人格識見や将来性に関する担当者の個人的印象を重要な判断材料として貸出が行われる場合も少なくない。

事実、米国での実証研究によれば、合併で銀行の規模が拡大すると小企業向け貸出が低下し、割引現在価値が正の場合にも貸出が切り捨てられ、そのような貸出はその地域の他の小規模銀行が引き継いでいることが多いことが報告されている。さらに、支店数が多い銀行であるほど、また州外に本拠を置く持ち株会社が保有

する銀行ほど、小企業への貸出が少ないという事実も分かっている。

「ソフト情報」はそれを生産する現場担当者も、決定権限を持つ上司への情報伝達が難しいことを知っているため、大規模組織では貸出担当者にソフト情報を生産しようとする誘因が生じない。せっかく苦勞して集めた情報も、大組織の上部の意思決定によって無視され、資金は彼らによってより有利と判断された他のプロジェクトに回される可能性が高く、そうなっても現場担当者はそれを覆すだけの情報を伝達することが出来ない。そのため、現場担当者には努力して「ソフト情報」を収集しようとする誘因が薄れ、融資判断の専門知識、いわゆる「目利きの眼力」を持った銀行マンが育たないことになる。

これに対して、小規模銀行で、融資決定の責任者が隣の席に座っている仲間であり借り手企業の社長とも顔見知りで、現場担当者の能力をよく理解してくれていれば、「ソフト情報」に基づく融資決定が行われ易くなり、現場担当者にもより一層精度の高い「ソフト情報」を生み出そうとする強い誘因が生まれる。その蓄積こそが中小企業金融に不可欠な精度の高い地域情報生産能力であり、リレーションシップ・バンキングの本質である。

全社的なリスク管理体制の強化・高度化は、融資決定における本部の権限が拡大し、結果的に組織の大規模化と同質的な現象をもたらしている可能性がある。しかし、今回の世界的金融危機で明らかになったように、世界有数の大銀行において如何に高度で複雑なリスク管理が行われていようとも、それは結果的には過大なり

スク負担を生み、現実には役立たなかった。

第3節で述べたように、現在話題となっている中小企業金融円滑化法も、その本質は金融機関が顧客のニーズや情報をきめ細かく収集し、緊密な情報交換や情報提供を通じて資金のみならず、成長のための知恵やノウハウを提供する役割を果たすべきである、という趣旨であると理解すれば、それは中小企業向け金融の拡大にとって不可欠な努力に他ならない。そのために具体的には、金融機関の従業員一人一人の能力向上が課題となってくる。金融庁による新たな「金融検査マニュアル改訂版」において、社員が顧客に対してきめ細かい対応を行ったかどうかを、人事評価の対象にするよう金融機関に要求するとされている点も、「ソフト情報」の収集に熱心な社員を育てるための社員教育の一環と考えれば、前向きな対応が可能になるであろう。

金融機関の真のリスク管理は、単に過去のデータに依存した統一的で複雑なリスク管理モデルに依存して実行できるわけではなく、顧客との密接な接触を通じた地道な情報収集が基礎となるべきものである。リスク管理モデルとハード情報に依存した全社統一的なリスク管理体制は、地域や業種、業界を一括して扱わざるを得ず、個々の企業別のソフト情報がその本質とも言うべき中小企業向け融資の長期的低下傾向の一因となっていると思われる。

## 7. 人材育成に依存する中小企業向け金融

中小企業は数も多い上に利鞘も高く、その中には必ず将来の大企業に成長する企業が存在する。そのような企業を見いだして育てることこ

そ、金融機関の使命であり高収益の源でもある。現在の大手行も、かつては中小企業であった現在の大企業を見いだして育てたことが、その発展の基礎となっている。そのような金融機関の行動こそが、日本経済の発展を支えてきたのである。その原点に忠実に、金融危機のような一時的不況期にある企業を支援し、長期的な発展を促すことこそ金融機関の役割であり、自らの成長の鍵でもある。

そのためには、金融機関にとっては従業員の資質向上が不可欠であり、リスク管理は本部のリスク管理担当者の責任ではなく、一人一人の担当者の顧客支援姿勢に掛かっているとの強い認識が、現実の行動で裏付けられている必要がある。その意味で、従業員の人材育成は中小企業金融にとっても中心的な課題であろう。

日本の金融機関の特徴としてしばしば指摘される点は、その同質性である。とりわけ地域において強い競争力を持っている金融機関は、それぞれの特徴を活かした独自の経営戦略と方針を持っている場合が多い。また、中小企業金融に関しては顧客と担当者との信頼関係が基礎になれば、通常は外部に漏れることのない真に重要な情報を得ることはできない。独自の情報と判断に基づく、他社とは異なる特徴を持った融資方針や企業支援体制こそが、情報が共通化する情報化社会の中ではとりわけ希少な競争力の源泉である。各金融機関における顧客と真の信頼関係の構築できる人材の育成と、彼らの持つ「ソフト情報」の組織としての有効活用こそが、中小企業金融全体を活性化し日本経済の回復を早めるための、地道ではあるが最も着実な方法であろう。

## 8. 要約

本稿では、様々なデータを参照しつつ中小企業金融の厳しい現状を確認した上で、公的支援の動向を概観し、金融機関側の事情を展望した。世界的金融危機後の中小企業向け資金繰りに対しては公的支援が大きな役割を果たしており、金融機関側も金融危機の影響による損失などでリスク負担能力の低下が懸念される中、現在国際的に議論されている自己資本比率規制強化が日本の中小企業金融に与える悪影響を最小化するための対策が必要である。また、中小企業の業績低迷の大きな理由の一つは日本経済がデフレ下にあるためであり、物価安定を使命とする日銀のより積極的な金融政策が期待されるところである。

中小企業向け貸出の長期的低下傾向に関しては、その要因の一つとして、1990年代に生じ

た日本の金融危機以来の金融機関における全社的一体的リスク管理体制の強化が、リスクのあり得る個別融資への消極姿勢を生み、中小企業金融に不可欠な「ソフト情報」の軽視に繋がっている可能性を指摘した。リスク負担を避けて、収益性の高い中小企業向け融資比率を低下させることは収益低下にもつながるので、金融機関にとっても望ましいことではない。取引先から信頼される従業員による独自の「ソフト情報」を武器に、独自の経営戦略を採る金融機関の存在が日本経済の早期回復には不可欠である。

鳩山政権の目玉政策の一つである中小企業金融円滑化法に関しても、中小企業金融活性化の視点から、中小企業の顧客から信頼される担当者の人材育成を目指して、官民が協力して立法の趣旨を活かす努力を通じて、日本経済の早期の成長力回復に繋がることを期待したい。